

2001年12月5日

中央環境審議会地球環境部会
国内制度小委員会
委員長 安原 正 殿

日本総合研究所 主任研究員
飯田 哲也
(国内制度小委員会オブザーバ)

中央環境審議会地球環境部会「国内制度小委員会」への提案

海外出張のため、ご案内いただきました題記小委員会の第12回会合に出席できません。ここに意見を提出させていただきますので、ご参照いただければ幸いです。

- 国の計画（及び施策）の形成ならびにその検証・見直しに関して、社会的合意形成の「仕組み」をビルトインすること
 - 国の計画形成、最も鍵を握る目標達成のための対策・施策の立案、そして計画の検証・見直しをどのように形成していくかが何ら言及されておらず、このまま法制化した場合には、計画も対策・施策も各省庁の縦割りに分断され、実効性が期待できないばかりか、縦割りの弊害で障害となりうる懸念すらある。
 - しかも、そこに実質的な当事者(ステークホルダー)の関与も規定されておらず、将来の国民生活から産業経済に大きな影響を及ぼしうる地球温暖化対策でもっとも重要視すべき「社会的合意」の面から大きな欠陥があると言わざるを得ない。
 - これに対し、欧州委員会で過去12ヶ月にわたって行われた「ECCP」(European Climate Change Programme)は対照的である。これは、7つの分野(エネルギー供給、エネルギー需要、運輸、産業、農業、研究開発、排出量取引)にわたって、「マルチ・ステークホルダー」(欧州委員会、各国専門家、事業者、環境NGO)からなる委員会を形成し、そこで合意可能な草案を検討したものである。その後の手続きは欧州委員会と欧州議会に委ねられることになるが、「実質的な当事者」が「実質的な草案」を合意形成するところにポイントがある。
 - ECCPを手がかりとすれば、各省庁の縦割りの弊害を排し、かつ社会的合意を重視するとすれば、地球温暖化対策推進本部のもとに実質的な当事者からなる検討委員会を設け、そこで計画、目標達成のための対策・施策、そして計画の検証・見直しに関して、形式的ではなく「実質的な草案」を検討するような手続きを導入することが必要ではないか。

- 地方公共団体の施策・対策をより実質的なものとするために、障害となっている国の制度等の見直しを進めるとともに、社会的合意形成の「仕組み」を推奨すること
 - ◇ 地方公共団体の役割が「国の計画に掲げられた地方公共団体の施策のメニューを勘案し、地域の自然環境、社会経済状況に応じた具体的な施策を展開」とされており、国の施策・対策を実施するための単なる下部機関のような位置づけとなっている。
 - 地方公共団体が目標達成のための施策・対策を実施していく上で、障害となっている国の制度等の検証及び見直しを提言すべきである。
 - ◇ 地方公共団体が「地域の実情に寝材、市民に密着した行政を担当する役割」から、実質的に市民を巻き込みつつ、真に実効性のある温暖化防止対策を実施していくために、国として具体的な支援策が必要である。
 - 地方公共団体がすでに行ってきたアジェンダ 21 や環境基本計画の取り組みを、今後は実行に移すための特別の財源が必要ではないか。たとえば、欧州連合が行っている「離陸のためのキャンペーン」(CT0)のように、2010 年に向けた初期に、財源を伴う集中的なキャンペーンと先導プロジェクトに向けた加速的な取り組みが求められる。
 - 前記の「離陸のためのキャンペーン」(CT0)の中で行われている「自然エネルギー100%コミュニティ」については、欧州引火委と地域行政との協力の下で約500カ所の地域に設置されている「エネルギー環境事務所」が中心的な役割を担っており、そこでは、以下のように地域内・外に対する温暖化施策の中心的な役割を期待されている。
 - 地域における実施的な当事者による合意形成
 - 地域におけるエネルギー環境情報の提供の場として
 - 地域におけるエネルギー・環境政策の立案
 - 地域におけるプロジェクトのプロモーター
 - 地域外(欧州委員会、国、他の地域など)とのリエゾン
 - 地域外への補助金申請、等
 - 地方公共団体においても、計画、目標達成のための対策・施策、そして計画の検証・見直しに関しては、実質的な当事者によるパートナーシップが望まれる。そのため、現在、都道府県に数カ所の設置が進んでいる「地球温暖化防止センター」の設置要件を緩和し、市町村レベルで行政、事業者、環境NGO、住民からなるパートナーシップを進める中心的な機関として位置づけてはどうか。

以上